

市財政の健全度

各指標とも国の基準以下

次の四つの指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政の健全度を示す指標で「健全化判断比率」と呼ばれています。

- 実質赤字比率(※1)
- 連結実質赤字比率(※2)
- 実質公債費比率(※3)
- 将来負担比率(※4)

いずれかの指標が「早期健全化基準(＝黄色信号)以上になると「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

また「財政再生基準(＝赤信号)」以上の指標がある場合は、いわゆる「財政破綻」と見なされ、「財政再生計画」を策定し、国などの関与による財政再建に取り組むこととなります。

令和4年度決算から算出した健全化判断比率および公営企業の経営健全度を示す資金不足比率は、いずれも基準以下の水準を保っています。

6から9ページの問合せ…財政課
 ☎ 982・5967 FAX 981・5392



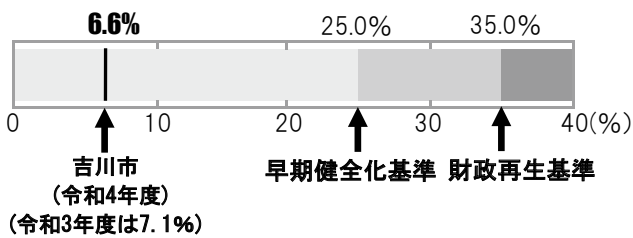
健全化判断比率

指標名	令和4年度決算に基づく比率	財政健全化法	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (※ア)	12.83%	20.00%
連結実質赤字比率	- (※ア)	17.83%	30.00%
実質公債費比率	6.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	- (※イ)	350.0%	基準なし

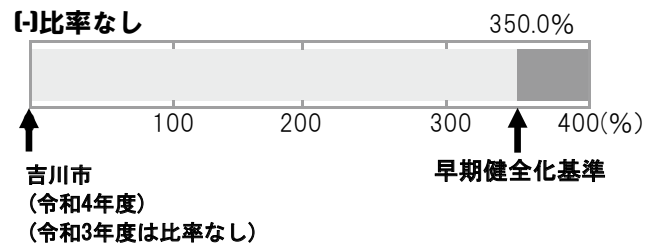
※ア 会計が黒字であり、算定基礎となる赤字は発生していないことを表します。

※イ 将来負担額より充当可能財源などが多くなり、比率が算定されないことを表します。

実質公債費比率



将来負担比率



資金不足比率

内容	令和4年度の結果	財政健全化法 経営健全化基準	備考
水道事業や下水道事業などの公営企業の経営状況を、料金収入に対する資金不足(赤字)の規模で示した比率	資金不足額が発生していないため、表示される数値はありません	20.00%	水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計の4会計

用語解説

※1 実質赤字比率

市が自由に用途を決められる税などを主な財源とし、福祉・教育・まちづくりなど市の中心的な行政サービスを行う一般会計の実質的な赤字の大きさを示す比率

※2 連結実質赤字比率

一般会計や水道・下水道会計などのすべての会計の赤字や黒字を合算した市全体としての実質的な赤字の大きさを示す比率

※3 実質公債費比率

市が年度を越えて借り入れた借金(市債)の元金と利息の支払いの合計と、消防組合などが属する一部事務組合などの借金の支払いに対する市負担分など公債費に準ずるものに係る、市の財政規模に対する比率

※4 将来負担比率

市や市が属する消防組合の借金をはじめとする契約に基づく債務など、市が将来負担すべき額に係る市の財政規模に対する比率